慶弔見舞金規程

（会社名）

（目 的）

第１条　この規程は令和　年　月　日施行就業規則第　　条附則規程とし従業員に慶弔の

あったときの慶弔金および見舞金の支給について定める。

（適用従業員）

第２条　この規程の適用従業員は、満　　ケ月以上在籍する正社員に限るものとし、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは該当しない。（以下、適用従業員を単に「従業員」という。）

（支給事項の範囲）

第３条　慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

　 １．本人の結婚

　２．本人または配偶者の出産

 　３．本人の業務上の事故等による死亡

 　４．本人の業務外の事由による死亡

 　５．家族の死亡

 　６．本人の住居が被災したとき

 　 ７．その他必要と認められたとき

（届出義務）

第４条　従業員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、所属の長に届け出ることを要する。

（結婚祝金）

第５条　従業員が結婚したときは以下の各号により、結婚祝金を支給する。

　　１．勤続１年未満の者 　　　　　　円

　　２．勤続１年以上の者 　　　　　　円

　　３．勤続３年以上の者 　　　　　　円

（出産祝金）

第６条　従業員またはその配偶者が出産したときは、祝金として　　　　円を支給する。

（弔慰金）

第７条　従業員が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の　　ケ月分を支給する。

②　　従業員が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として、基本給のケ月分を支給する。

（家族の死亡）

第８条　従業員の家族の死亡については、以下の各号の弔慰金を支給する。

　　１．配偶者の死亡の場合

　　　　役職者　　　　　円、一般社員　　　　　　円

　　２．子、父母、同居の義父母 の死亡の場合

　　　　役職者　　　　　円、一般社員　　　　　　円

　　３．血族の兄弟姉妹、同居の祖父母の死亡の場合　　　　　円

（供花等）

第９条　配偶者、子、父母、同居の義父母が死亡したときは、供花一対および籠盛を供え

る。

（被災見舞金）

第１０条　従業員の住居が被災した場合、次の区分により見舞金を支給する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 全焼、全壊全流失 | 半焼、半壊半流失 | 床上浸水等状況に応じて |
| 世帯主で扶養家族のある者 | 自己所有 | 円 | 円 | 円 |
| 借家等 | 円 | 円 | 円 |
| 間借等 | 円 | 円 | 円 |
| 世帯主でない者および独身者 | 自己所有 | 円 | 円 | 円 |
| 借家等 | 円 | 円 | 円 |
| 間借等 | 円 | 円 | 円 |

（その他の慶弔見舞金）

第１１条　この規程に定めのないものでも、状況により支給の必要のあるときは、その都

度決定し支給する場合がある。

附　則

１．この規則は、令和　　年　　月　　日より施行する。

２．この規則を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。